平成２６年（フ）第１１２号
北海道室蘭市母恋南町３丁目23番７号
債務者　猪手　明美
1　決定年月日時　平成26年12月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月29日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２６年（フ）第３０２号
盛岡市黒石野１丁目８番１号　川村アパート３号
債務者　濱田　明
1　決定年月日時　平成26年12月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月29日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第９５号
新潟県村上市小口川251番地１
債務者　坂上　文康
1　決定年月日時　平成26年12月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月29日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２６年（フ）第９６号
新潟県阿賀野市久保1436番地６　レジデンス愛28―202号
債務者　新島　美和
1　決定年月日時　平成26年12月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月29日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２６年（フ）第１９８号
静岡県富士市伝法2847番地の３　グリーンハイツ杉ノ木101号、住民票上の住所富士市伝法2845番地の２　セジュールスギノキＡ―102号
債務者　佐野　義晴
1　決定年月日時　平成26年12月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月29日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第２２１号
静岡県富士市前田25番地の３　エスポワールＣ―103号
債務者　込山久美子
1　決定年月日時　平成26年12月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月29日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第２１７号
香川県小豆郡小豆島町古江乙16―３　ベイサイドリゾートホテル小豆島の寮、住民票上の住所埼玉県朝霞市本町１丁目33番15号
債務者　古滝　裕子
1　決定年月日時　平成26年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月29日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第２８号
奈良県五條市野原東２丁目５番18号
債務者　福井　玉子
1　決定年月日時　平成26年12月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月30日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２６年（フ）第２２０号
福岡県久留米市東合川９丁目12番29号
債務者　関　歩美
1　決定年月日時　平成26年12月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月30日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第２２５号
福岡県久留米市田主丸町上原391番地
債務者　宮原　立子
1　決定年月日時　平成26年12月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月30日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第４４８９号
大阪府八尾市太田新町７丁目113番地　ボナールシャト―203号
債務者　吉野　剛
1　決定年月日時　平成26年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４８１６号
大阪府東大阪市花園本町１丁目４番６号
債務者　立英　吉信
1　決定年月日時　平成26年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４９８６号
大阪府寝屋川市上神田２丁目19番４号
債務者　前田　賢司
1　決定年月日時　平成26年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１７２３号
横浜市旭区中沢３丁目21番24号　銀杏ハイツ101
債務者　宮原　杏奈
1　決定年月日時　平成26年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１７４７号
神奈川県大和市桜森３丁目12番27号　ヴェルドエルＡ101
債務者　村田恵利子
1　決定年月日時　平成26年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月30日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１９２１号
横浜市保土ケ谷区川島町661番地　ハイム向台３号棟206号
債務者　渡邉　力也
1　決定年月日時　平成26年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部